

令和2年（行ウ）第71号 損害賠償請求行為請求事件

原告 宗岡明 弘外533名

被告 神戸市長

## 第4準備書面

令和 4年 9月 1日

神戸地方裁判所 第2民事部 合議係B 御中

被告訴訟代理人

弁護士 石 丸 鐵 太 郎



弁護士 三 浦 潤



弁護士 森 有 美



弁護士 藤 原 孝 洋



弁護士 中 尾 悦 子



弁護士 山 本 真 珠 子



同復代理人

弁護士 普 喜



原告第3準備書面を踏まえて、下記のとおり、主張する。

## 第1 訴えの変更，訴えの取下げ後の請求の趣旨に対する本案前の答弁

1. 原告らの請求を，いずれも却下する。
2. 訴訟費用は，原告らの負担とする。

との判決を求める。

## 第2 本案前の答弁の理由

### 1. 請求の趣旨第1項に係る請求について

原告らは，請求の趣旨第1項において，「都市計画道路須磨多聞線（西須磨）整備事業」にかかる「山陽電鉄北側 橋台・橋脚設置工事」請負契約に基づく請負代金の支出の差止めを求めている。しかし，本訴えは，以下述べる通り不適法であり，却下されるべきである。

- (1) 原告らは，「請求の趣旨第2項（変更後の第1項）の差止請求の対象となる契約は，請求の趣旨記載のとおり，都市計画道路須磨多聞線（西須磨）整備事業にかかる山陽電鉄北側における橋台・橋脚設置のための工事請負契約全般である。これは，令和3年2月5日付け須磨多聞線（西須磨）橋梁下部工新設工事（その1）請負契約（甲A60）並びに同契約の同年5月20日及び同年11月1日付け各増額契約（甲A69，A74）も含むものである」としている。

しかしながら，被告第1準備書面2ページ以下で主張するとおり，令和3年2月5日付け須磨多聞線（西須磨）橋梁下部工新設工事（その1）請負契約，同年5月20日及び同年11月1日付け各増額契約については，既に支払いを完了しており，差止めを求める訴えの利益がない。

したがって，当該部分については，請求の却下を求めざるを得ない。

- (2) 対象となる財務会計行為が特定されていないこと

差止請求の対象となる行為は，他の財務会計上の行為と区別して認識できる必要があり，また，それが行われることが相当な確実さをもって予測されるか否か

を判断することができる程度に特定されており、さらに、当該行為を差し止めることによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるかどうかを判断することが可能な程度の特定がなされていなければならない（最小三判平成5年9月7日、地方自治法第242条第1項括弧書き、第242条の2第6項）。

しかし、原告らは、差止めの対象となる財務会計行為として、「都市計画道路須磨多聞線（西須磨）整備事業」にかかる「山陽電鉄北側 橋台・橋脚設置工事」請負契約に基づく請負代金の支出」と主張するのみであるから、当該契約が締結されることが相当な確実さをもって予測されるか否かや、当該契約の締結を差し止めることによって公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるか否かを判断することはできない。このように、請求の趣旨第1項に係る請求は、差止対象となる財務会計行為の特定を欠き、不適法である。

### (3) 住民監査請求を前置していないこと

住民訴訟制度においては、住民監査請求前置主義を採用しているから（地方自治法第242条の2第1項）、住民監査請求を前置したといえるためには、住民監査請求における請求の対象と住民訴訟における請求の対象とが同一であることが必要であり、同一性がなければ、当該住民訴訟は住民監査請求を前置していない不適法なものとして却下される。特に、差止訴訟の前置としての監査請求においては、監査請求の時点で、対象となる財務会計行為が行われることが相当の確実さをもって予想されなかった場合には、当該行為等の違法又は不当についての実態的判断の機会が監査委員に与えられていないから、その後相当の確実さが予想されたとしても、改めて適法な住民監査請求を前置しない限り、当該行為等についての住民訴訟は不適法として却下される（大分地裁平成11年9月20日、地方自治法第242条第1項括弧書き、第242条の2第1項第1号）。

この点、原告らは、令和2年10月及び11月、「都市計画道路 須磨多聞

線（西須磨）整備事業」に関する2本の契約（①令和元年12月付「須磨多聞線（西須磨）都市道路検討及び詳細設計業務」契約，②令和2年2月12日付「桜木町2丁目歩道設置工事」契約）に基づく支出をはじめとする一切の公金の支出を差し止めることを求める監査請求を行ったに過ぎず（甲D62号証2ページ，甲D63号証2ページ），監査委員が監査の対象とした財務会計行為は，令和元年12月付「須磨多聞線（西須磨）都市道路検討及び詳細設計業務」及び令和2年2月12日付「桜木町2丁目歩道設置工事」に係る公金の支出のみであり（甲D64号証1ページ），それ以外は含まれない。

よって，原告らが請求の趣旨第1項で主張する「都市計画道路須磨多聞線（西須磨）整備事業」にかかる「山陽電鉄北側 橋台・橋脚工事」請負契約」に基づく請負代金の支出については，①令和元年12月付「須磨多聞線（西須磨）都市道路検討及び詳細設計業務」契約，②令和2年2月12日付「桜木町2丁目歩道設置工事」契約のいずれにも含まれない以上，監査請求を前置していないと言わざるを得ず，不適法である。

#### (4) 差止めによって公共の福祉を著しく阻害するおそれがあること

上述の通り，差止訴訟の訴訟要件として，当該財務会計行為の差止めによって，人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないことが必要である（地方自治法第242条の2第6項）。この点，都市計画道路須磨多聞線は，須磨区天神町から垂水区小東山に至る全長約7.0kmの都市計画道路である。その建設の目的は，須磨区南部と垂水区北部・西区方面を結び，他の都市計画道路と合わせて，都市の骨格となる主要幹線道路ネットワークを形成することであり，全市的な観点から整備が必要な路線である（乙4号証ないし乙6号証，乙14号証）。すでにこのうち約4.6kmが完成しており，延長0.5kmの西須磨工区の用地買収は大部分が完了していることから，西須磨工区の工事を差止められることにより，須磨区南部と垂水区北

部・西区方面を結び、都市の骨格となる主要幹線道路ネットワークを形成するという、全市的な観点から必要とされる本道路建設の目的が達成できないことは、公共の福祉を著しく阻害するおそれがある。

このように、原告らが請求の趣旨第1項で主張する請負代金の支出によって、公共の福祉を著しく阻害するおそれがあり、不適法である。

#### (5) 小括

このように、請求の趣旨第1項に係る訴えは不適法であり、却下されるべきである。

### 2. 請求の趣旨第2項に係る請求について

原告らは、被告が、令和2年1月16日付で行った「須磨多聞線（西須磨）道路検討及び詳細設計業務委託契約」に基づく1億0145万円の支出命令、同月22日付けで行った請負代金5009万0700円の「桜木町2丁目歩道設置工事契約」の締結、令和3年2月5日付けで行った請負代金1億5994万円の「須磨多聞線（西須磨）橋梁下部工新設工事（その1）契約」の締結について、被告から神戸市長に対し、損害賠償請求をするよう、求めている。

しかし、本訴えは以下述べる通り不適法であり、却下されるべきである。

#### (1) 住民監査請求を前置していないこと

上述第2の1(3)に記載の通り、原告らが行った住民監査請求で監査の対象とされた財務会計行為は、①令和元年12月付「須磨多聞線（西須磨）都市道路検討及び詳細設計業務」契約及び②令和2年2月12日付「桜木町2丁目歩道設置工事」契約に係る公金の支出に限られる。

よって、請求の趣旨第2項に係る請求のうち、令和3年2月5日付け「須磨多聞線（西須磨）橋梁下部工新設工事（その1）契約」の締結に基づくものは、監査請求前置主義を満たさず、不適法である。なお、同契約については、監査請求

期間を徒過しているため、もはや住民訴訟で争うことはできない。

(2) 同じ請求が二重に評価されていること

原告らは、請求の趣旨第1項について、令和3年2月5日付け須磨多聞線（西須磨）橋梁下部工新設工事（その1）請負契約を含むとしているので、請求の趣旨第2項に係る請求のうち、令和3年2月5日付け「須磨多聞線（西須磨）橋梁下部工新設工事（その1）請負契約」に係る部分については、二重に評価されているし、請求の趣旨第3項に係る請求でも、一般的に「「都市計画道路須磨多聞線（西須磨）整備事業」に関する契約」を締結してはいけないとするだけなので文理上、令和3年2月5日付け「須磨多聞線（西須磨）橋梁下部工新設工事（その1）請負契約」を含んでおり、二重に評価されていると言わざるを得ない。

原告らが、請求の趣旨第1項及び同第3項に係る請求について、令和3年2月5日付け「須磨多聞線（西須磨）橋梁下部工新設工事（その1）請負契約」に基づく部分を維持するのであれば、請求の趣旨第2項に係る訴えのうち、これらの契約に基づく部分については、二重起訴の禁止に反し、不適法である。

(3) 小括

このように、請求の趣旨第2項に係る訴えは不適法であり、却下されるべきである。

3. 請求の趣旨第3項に係る訴えについて

原告らは、請求の趣旨第3項において、「「都市計画道路須磨多聞線（西須磨）整備事業」に関する契約」の締結の差止めを求めている。

しかし、本訴えは以下述べる通り不適法であり、却下されるべきである。

- (1) 請求の趣旨第3項の請求は、請求の趣旨第1項で対象とする支出命令の前提となる契約の締結について、差止めを求めるものであるから、上述第2の1(1)

から(5)で述べた点がそのまま当てはまる。

すなわち、①「須磨多聞線（西須磨）橋梁下部工新設工事（その1）契約」については訴えの利益がないこと、②対象の不特定、③住民監査請求の不前置、④差止めによって公共の福祉を著しく阻害するおそれがあることから、不適法である。

(2) また、請求の趣旨第3項の請求は、請求の趣旨第1項で対象とする支出命令の前提となる契約の締結について、差止めを求めるものであるところ、原告らは、支出命令に固有の違法があるとするわけではないから、請求の趣旨第1項で求める差止めも、結局のところ、請求の趣旨第3項で差止めを求める契約の締結に違法があることを述べるに過ぎないものと言わざるを得ない。

となれば、請求の趣旨第1項と同第3項は、同じ請求を繰り返し主張しているのに等しいので、二重起訴の禁止に反し、不適法である。

この点、原告らは、契約締結という支出負担行為と首長による支出命令は異なるとも主張するが、首長による支出命令は、契約締結という支出負担行為を前提として行われるのであるから、支出負担行為と支出命令を分けて、二重に差止めを求めることは、（少なくとも、支出命令に固有の手続違反などの違法があるような場合を除いては、）やはり許されない。

(3) さらに、住民訴訟の対象となる「契約の締結・履行」にいう「契約」とは、地方公共団体の財務的処理を直接の目的としてなされる具体的な契約であり、それにより地方公共団体の財産に損害が生じるものでなければならぬところ（福島地判平成4年6月22日）、原告らは、差止めの対象を「「都市計画道路須磨多聞線（西須磨）整備事業」に関する契約」としているため、財務的処理を直接の目的としてなされた具体的な契約であると認めることができない。本訴えは、この点からも、不適法である。

(4) よって、請求の趣旨第3項に係る請求は不適法であり、却下されるべきである。

### 第3 まとめ

以上から、原告らの請求については、すべて却下されるべきである。

以 上